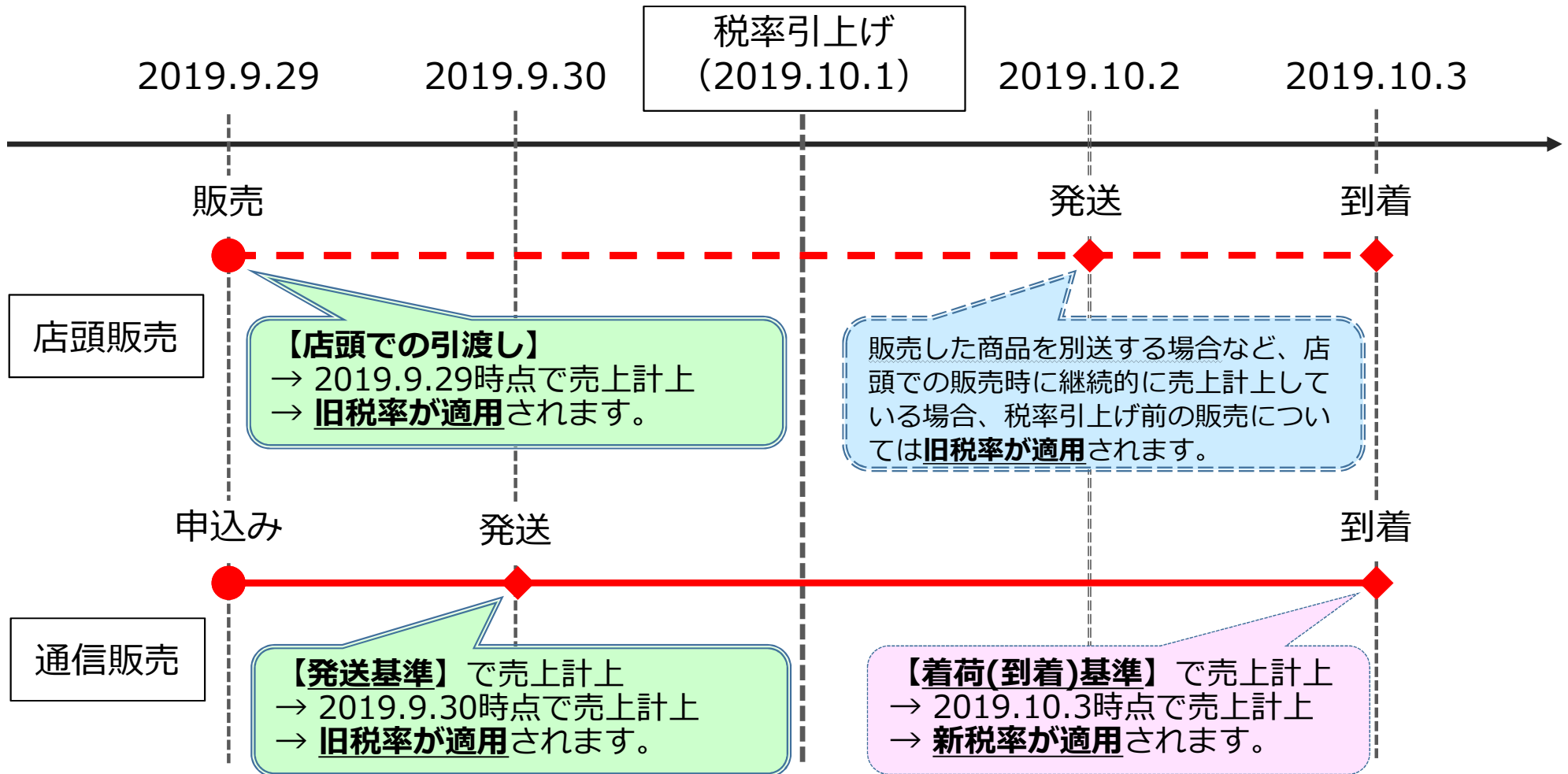


(参考) 税率引上げをまたぐ取引の適用税率

- 税率引上げ時をまたぐ取引については、売上計上方法により、その適用税率が異なる例があります。

【経過措置の適用はない取引（棚卸資産の譲渡）】



※ 棚卸資産の譲渡を行った日は、その引渡しのあった日とする。(消基通9-1-1)

※ 棚卸資産の引渡しの日がいつであるかについては、例えば、出荷した日、相手方が検収した日、相手方において使用収益ができることとなった日、検針等により販売数量を確認した日など、当該棚卸資産の種類及び性質、その販売に係る契約の内容等に応じてその引渡しの日として合理的であると認められる日のうち、事業者が継続して棚卸資産の譲渡を行ったこととしている日によるものとする。(消基通9-1-2)